

橿原市聴覚障害者協会 会長 様

橿原市手話サークル「かしはら」 会長 様

森 下 豊

聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状の回答

○公開質問の内容

- 1 手話言語条例の制定について
- 2 橿原市の手話奉仕員養成講座について
- 3 手話通訳者の働く場の確保
- 4 高齢聴覚障害者の支援
- 5 その他

○回答

・ 1 について

手話言語条例については、鳥取県をはじめ神奈川県や群馬県などの都道府県、及び北海道石狩市や三重県松阪市その他多数の市町村において施行されています。

奈良県内では、平成27年度から、大和郡山市において施行されています。

手話は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において「言語」として位置付けられています。

県民、市民の一人でも多くの方が手話を理解し、さらに障がいについて理解することは、福祉のまちづくりにおいて必要不可欠なことです。

今後「手話言語条例」を制定することは必要であると考えます。

なお、具体的な項目については、可能なものから順次取り組んでいきたいと考えます。

・ 2について

手話奉仕員養成講座については、毎年度多くの方が受講していただいています。

今後も継続していくことを考えています。

・ 3について

聴覚障がいのある人にとって、手話や手話通訳者はなくてはならないものです。中でも「手話通訳士」については、手話通訳者の方を養成していく上でも、重要な職責を担っていただいていると認識しています。

国家資格を有効に活用するという視点では、やはり国レベルでの取り組みが必要であると考えます。

現在の制度では、手話通訳者の派遣制度については、「自立支援法」に基づく「地域生活支援事業」として位置付けられているため、樞原市では、市の要綱である「樞原市意思疎通支援事業実施要綱」に基づき派遣事業を行っています。

今後この制度を、同法に基づく「自立支援給付事業」とし、他の介護サービスと組み合わせた制度を確立していくことが必要になってくると考えます。

・ 4について

高齢で聴覚障がいのある人を専門に受け入れている入所施設は市内にはありません。

また入所されている方の中には、共同生活に馴染めない方もおられると存じます。

聴覚障がいのある人が、ニーズに合った介護サービスを受けていただくことは、当然のことであると認識していますが、現在の状況を改善していくことについては、早急にできることではないかもしれません。

啓発を行い、老人ホーム等の施設をはじめ、広く市民に高い意識を持っていただくことが重要であると考えます。

・ 5 について

手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、本市においては、現在深夜（概ね午後 10 時から翌朝午前 5 時まで）の時間帯においては実施していません。

人員の問題等がある中、今後検討していきたいと考えています。

平成 27 年 10 月 8 日